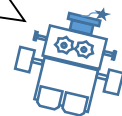


東大阪市立社会教育センター利用マニュアル

東大阪市立社会教育センター（以下「社会教育センター」という。）の施設・設備利用は、「東大阪市立社会教育センター条例」および「東大阪市立社会教育センター条例施行規則」に基づいて許可されています。また、施設・設備をご利用されるにあたり、必ずご一読いただき、「条例」・「条例施行規則」を遵守のうえご利用ください。

開館時間・休館日



開館時間：午前9時から午後9時まで

※日曜日・月曜日・土曜日は午前9時から午後5時まで

休館日：国民の祝日に関する法律に規定する休日

1月2日から4日まで 及び 12月28日から31日まで

臨時の休館日（不定期）

*社会教育センター主催の事業等で、利用できない場合があります。

禁止事項

以下に該当する場合、登録を取り消す場合があります。

- ①営利・営業を目的とした利用
- ②特定の団体等の宣伝を目的とした利用
- ③特定の政党、公私の選挙に関し特定の候補者の支持を目的とした利用
- ④特定の宗教、教派、宗派、教団の支援を目的とした利用
- ⑤その他条例で定めのある行為に該当するおそれがあるとき

施設の利用について

利用される場合、団体登録が必要です。（次期更新時まで有効）

*2年に1度、社会教育センター利用団体の登録更新があります。

- 自主的な生涯学習活動であり、後述の登録要件を満たす場合は、団体登録をすることができます。
- 新規に社会教育センターを利用される団体は、社会教育センター窓口に「社会教育センター利用団体概要書」を提出してください。
- 各月の15日までに「利用団体概要書」をご提出いただくと、当該月末に行う審査を経て、翌月の1日から申込が可能となります。

【登録要件】

- ・ 会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者であること
- ・ 代表者または連絡者が東大阪市民であること
- ・ 会員の総意で運営されていること
- ・ 企業等の事業活動でないこと
- ・ 主に東大阪市内で活動していること
- ・ 大音量の楽器演奏、大きな振動や騒音・悪臭を伴わないこと

注) 下記に該当する場合は登録を取り消します

- ① 登録団体が虚偽の申請により登録をした場合
- ② 登録団体が登録の要件を欠くに至った場合
- ③ その他、ふさわしくない行為があったとき

利用申込について

- ・ 利用許可を受けようとするものは紙申請の場合「使用許可申請書」の提出が必要です。
また、東大阪市公共施設予約システムをご利用いただくと来館せずに予約が可能です。
- ・ 申請は、利用予定日の3ヶ月前から3日前まで可能です。

<例>5月10日に利用したい場合（申請期間は以下のとおり）

■3ヶ月前 ⇒ （紙申請の場合）2月10日の午前9時から

※この日が休館日の場合は翌日

（予約システムの場合）2月10日の午前0時から

■3日前 ⇒ （紙申請の場合）5月7日の午後9時まで

（予約システムの場合）5月7日の午後11時59分まで

- ・ 紙申請の場合のみ、受付時に利用希望が重複したときは抽選となります。
- ・ 休館日については、翌日の受付とします。
- ・ 電話での利用許可申請はできません。
- ・ 「使用許可申請」の受付は1団体（一人）につき、1日・1件・1室のみです。
- ・ 原則、連続3日間の施設利用はできません。
- ・ 利用目的により許可しない場合があります。

東大阪市公共施設予約システムについて

インターネットで利用申請が可能です。

ご予約いただく場合は、事前登録が必要です。なお、空室状況の確認は登録せずにご確認いただけますので、お電話での空室確認はご遠慮下さい。

利用時の注意事項

各部屋の詳細、利用方法は以下のとおりです。

- **利用時間** ※時間厳守にてご使用ください。

〔午前 9 時から正午〕

〔午後 1 時から午後 5 時〕

〔午後 6 時から午後 9 時〕

- 机・椅子を移動させた場合は必ず元に戻してください。
- 利用当日は、受付に設置している各団体名が記載されたプレートを取り、利用前に部屋の入口にかけてください。利用後は受付に返却してください。
- 貸出備品をご利用される場合、受付で貸出表に記入してください。
- 退室は 10 分前のご協力をお願いします。

		定員	机・椅子設置	広さ
1 階	第 1 研修室	20 名(最低 5 名以上)	あり	45 m ³
2 階	第 2・3 研修室	60 名(最低 5 名以上)	なし	127 m ³
3 階	視聴覚室	80 名(最低 10 名以上)	あり	164 m ³

遵守事項

施設・設備を利用される場合は、次の事項を必ず守ってください。
遵守出来ない場合、登録を取り消す場合があります。

- ① 許可目的以外での使用はできません。
- ② 利用の権利の譲渡・転貸はできません。
- ③ 利用許可のない施設・設備等は利用できません。
- ④ 館内・室内で飲酒・喫煙はできません。
- ⑤ 飲食はロビーでは禁止です。ご利用時間内での各部屋のみ飲食可能です。ゴミ等は持ち帰ってください。
- ⑥ 社会教育センターには利用者の駐車場はありません。ただし、「車いす利用者用駐車区画」が 1 台分あります。車いすの方のみご利用いただけます。
- ⑦ 館内の施設・設備の破損等については、弁償していただくことになります。
- ⑧ 館内の施設で、各団体の所有物は、常時置くことはできません。

- ⑨ 館内でのお忘れ物については、保管期間は原則 3 か月間とします。その後処分いたしますので、ご了承ください。
- ⑩ 火災及び盗難にはくれぐれもご注意ください。
- ⑪ 貴重品のお預かりはしていません。手荷物や貴重品の管理は各自でお願いします。
- ⑫ その他、職員の指示に従わない場合。

防災時の対応

(社会教育センター防災対策マニュアルより抜粋)

1 気象等の特別警報・警報・注意報が発令された場合

○東大阪市に特別警報・警報（暴風・大雨・洪水のいずれか）が発令された場合
閉館とし、開館時間前の場合は、利用者の代表者に閉館の旨を連絡します。

○利用中に発令された場合

利用者に閉館の旨を連絡し退館していただきます。交通機関及び周辺地域に被害が出た場合、利用者の帰宅が困難なときは、社会教育センターで待機してください。

※閉館の判断基準となる時刻

9時から12時の利用	7:00 現在の状況
13時から17時の利用	11:00 現在の状況
18時から21時の利用	16:00 現在の状況

2 地震の場合

○東大阪市に緊急地震速報が出た場合

・地震発生時からの行動

速報の周知を全館放送で行います。エレベーターは使用禁止とし、長堂小学校校庭へ避難誘導します。

○東大阪市及び隣接市（大阪・八尾・大東・生駒・平群郡）に震度5弱以上の地震が発生した場合

（震度4以下の場合でも、建物に被害があり、利用者の安全に支障がある場合）

閉館とし、開館時間前の場合は利用者の代表者に閉館の旨を連絡します。

○開館時間中の場合

利用者に閉館の旨を連絡し退館していただきます。交通機関及び周辺地域に被害が出た場合、利用者の帰宅が困難なときは、社会教育センターで待機してください。

3 火災の場合

館内放送で周知し、館外に誘導します。